第二十三期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	六一六、二六〇
固定資産	四七四、八三四
資産の部合計	一、〇九一、〇九四
負債及び純資産の部	
流動負債	三一〇、八四九
固定負債	七七、五三四
負債の部合計	三八八、三八三
株主資本	七〇二、七一一
資本金	一七七、二〇〇
利益剰余金	五二五、五一一
利益準備金	四四、三〇〇
その他利益剰余金	四八一、二一一
（うち当期純利益）	（七九三）
純資産の部合計	七〇二、七一一
負債及び純資産の部合計	一、〇九一、〇九四

平成二十三年七月五日

浜松市西区湖東町五八五一番地の二

株式会社浜松生花地方卸売市場

代表取締役　大場　康弘

第四十六期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	二、四九六、六九四
固定資産	一、四九五、〇一七
有形固定資産	一、一九七、七四五
無形固定資産	六、〇八九
投資その他の資産	二九一、一八二
合計	三、九九一、七一一
負債及び純資産の部	
流動負債	一、五七〇、三〇九
固定負債	一、一七〇、七三七
退職給付引当金	五八八、四五一
役員退職慰労引当金	五、二〇〇
株主資本	一、二五四、〇三〇
資本金	三〇〇、〇〇〇
資本剰余金	一七五、〇〇〇
資本準備金	一七五、〇〇〇
利益剰余金	二、一三一、二二五
利益準備金	三四、五〇〇
その他利益剰余金	二、〇九六、七二五
（うち当期純損失）	（八九、八二三）
自己株式	△一、三五二、一九四
評価・換算差額等	△三、三六四
その他有価証券評価差額金	△三、三六四
合計	三、九九一、七一一

平成二十三年六月九日

名古屋市緑区鳴海町伝治山一番地

株式会社中日電子

代表取締役社長　松下　正

公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金第十七期決算公告

一、事業概要

福岡県内のアジアからの大学院留学生六名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

二、財産目録　平成二十三年三月三十一日現在

資産合計	三〇一、六七四、一二〇円
負債合計	〇円
正味信託財産	三〇一、六七四、一二〇円

平成二十三年七月五日

福岡市中央区天神二丁目一三番一号

公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金　受託者　株式会社福岡銀行

配当公告

群馬県伊勢崎市柴町八五八番地一

破産者　ケイセイ工業株式会社

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十二年（フ）第一九九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二四五、五七五、四〇一円

（内優先債権額　金一一、二〇六、五六八円）

一、配当することのできる金額

金二二、七七四、一三九円

（内優先債権額　金一一、二〇六、五六八円）

平成二十三年七月五日

群馬県伊勢崎市本町二番地一〇

破産管財人　小暮　清人

配当公告

富山県富山市二口町一丁目七番地の一四

破産者　株式会社とやま・ダイケンホーム

右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ）第一九一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、四〇六、六六五、二〇八円

一、配当することのできる金額

金三〇、五一〇、六九四円

平成二十三年七月五日

富山県富山市西田地方町一丁目六番八号

破産管財人　島谷　武志

配当公告

名古屋市東区泉一丁目一七番一〇号第一オレンジ久屋二B号、開始決定時の住所名古屋市北区彩紅橋通二丁目一―二第二信和ビル二〇六号

破産者　古田　勝美（旧姓二村）

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第二四三六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二、五三六、一三八、八三四円

一、配当をすることのできる金額

金二三、四二五、二八九円

平成二十三年七月五日

名古屋市東区白壁二丁目四番三〇号八興第二センタービル六階

破産管財人　安藤　貞行

配当公告

徳島市北田宮一丁目二三四番地一

破産者　有限会社久峰

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十二年（フ）第二二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九二、〇八八、三二五円

一、配当することのできる金額

金一一、八八六、九一八円

平成二十三年七月五日

徳島市中徳島町二丁目六三番地　津川総合法律事務所

破産管財人　津川　博昭

配当公告

長崎県佐世保市大塔町二〇〇二番地六

破産者　株式会社吉田食品

右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成十九年（フ）第七二一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一三四、九三三、六一六円

一、配当することのできる金額

金一〇、一九二、〇〇〇円

平成二十三年七月五日

長崎県佐世保市島瀬町四番一二号シティヒルズ・カズバ七一一

破産管財人　井上　博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区日進町八二番地、最後の住所川崎市宮前区野川二九一一番地　富士見プラザ

被相続人　亡　増田　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月五日

川崎市川崎区榎町一番一号　川崎センタービル六階　川崎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大橋　賢也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡宝達志水町平床四一番地、最期の住所石川県羽咋郡宝達志水町敷浪ニ八三番地一

被相続人　亡　杉中　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月五日

石川県羽咋郡志賀町富来領家町ソの九番地の二

相続財産管理人　佐々木善基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区芳川町七七三番地六、最後の住所静岡県浜松市南区芳川町七七三番地の六

被相続人　亡　太田　眞明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月五日

静岡県浜松市中区池町二二一番地の五　大石康智法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河島　多恵